

広島市建設工事総合評価落札方式の令和7年4月改定について（お知らせ）

本市では、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年4月1日施行）に基づく基本方針に従い、企業の持つ優れた技術力を価格以外の要素として評価し、価格と品質が総合的に優れた内容の契約を実現するため、平成18年度より総合評価落札方式を導入しています。

この度、本制度の下記の項目について改定を行いますのでお知らせします。

記

1 評価結果の公表に関する改定

ホームページの調達情報において、これまでは、各入札参加者の加算点の合計点を公表していましたが、この度、加算点の内訳について、評価分類ごとの合計点も公表することとしました。

また、自社の評価内容の詳細について、工事担当課に口頭による説明を求めることができる旨をガイドラインに追記しました。（評価結果の公表に関すること：ガイドライン p.44）

2 評価項目の改定

主な改定内容は以下のとおりです。詳細については、「広島市建設工事総合評価落札方式ガイドライン」をご参照ください。

(1) 企業の施工能力

- 過去2年間の工事成績評定点の平均点【**設定の運用の見直し**】

過去2年間の平均点・上限点が設定されていない工種での発注工事については、本項目の評価基準、提出書類等を工事毎に定めることとしました。

(2) 社会的項目

- 災害復旧協力等の状況【**評価基準の見直し**】

評価基準「過去3年間に、広島市発注の災害関連工事の受注実績あり」について、近年の災害関連工事の発注状況等を考慮し、令和7年度は評価対象期間を過去5か年度としました。

- 男女共同参画への取組状況【**提出書類の見直し**】

評価基準「開札日前5年以内に、男女共同参画関連表彰の受賞あり」について、既に終了した表彰制度を削除しました。

- 女性技術者の雇用【**評価基準・提出書類の見直し**】

評価項目の名称を変更すると共に、近年の評価の実情を考慮し、評価基準を「当該工種の主任技術者又は監理技術者となり得る女性技術者（主任技術者になり得る者の場合は国家資格を有する者）と直接的かつ恒常的な雇用関係あり」に変更し、提出書類の見直しを行いました。

- ボランティア清掃の活動状況【**評価基準・提出書類の見直し**】

提出書類等の明確化を図るため、評価基準及び提出書類の見直しを行いました。

(3) 雇用関係等の確認が必要な項目

健康保険証の廃止に伴い、雇用関係等の確認が必要な項目について、提出書類の一部見直しを行いました。

3 適用時期

令和7年4月1日以降に入札公告を行う工事から適用します。